

いじめ防止のための基本方針

長野県長野西高等学校全日制

1. はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えます。また、その生徒の生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。いじめを傍観することも、いじめを肯定している、すなわち加害者と同等の行為をおこなっているとみなされます。

本校がすべての生徒にとって、安心・安全な学びの場であり、すべての生徒の尊厳が尊重される場であるために、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関するいじめ防止のための基本方針（以下「基本方針」）を制定し、いじめ防止等のための必要な措置を講じます。

2. いじめ防止等の対策の目指す方向

- (1) 教職員が自らの人権感覚を磨き、すべての生徒が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら、人間関係を築くことができるようにし、安心して本校の教育活動に取り組めるよう、未然防止に努める。
- (2) 生徒が自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるように努める。
- (3) 生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、生徒や保護者等が相談しやすい環境を整え、いじめが重大事態に発展する前に早期発見・早期対応に努める。
- (4) いじめが起きたときは、いじめられた生徒の心身の安全を第一に、生徒の気持ちに寄り添い、学校、家庭、その他の関係者が連携して支援・指導を継続し、いじめを乗り越えることを目指す。

3. いじめの認知

- (1) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」より）

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの認知についての留意事項
 - ① いじめの対象となった生徒の気持ちに寄り添う。
 - ② いじめの対象となった生徒が心身の苦痛を感じた場合は、いじめと認知する。
 - ③ ささいなけんかやふざけ合いであっても軽視しない。
 - ④ 当該生徒の保護者等、当該生徒の友人、教職員等の情報も、いじめ認知の参考とする。
- (3) 見えにくいいじめについての留意事項
 - ① いじめは、大人の目につきにくいように行われることが多い。

- ② これまでの生活経験から、いじめを訴えないこともあると考えられる。
 - ③ いじめに気付いたり、相談したりする力を有していないことが考えられる。
 - ④ 教職員と生徒との信頼関係が築けていない、訴えにくい環境があると考えられる。
- (4) いじめの背景や要因についての留意事項
- ① 生徒相互の人間関係の難しさや、教職員・保護者など身近な大人からの配慮に欠ける接し方により、信頼関係がうまく築けず、自己肯定感が育ちにくい。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえていないことがある。
 - ② 直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。
 - ③ 心のふれあいの時間の減少、基本的な生活習慣の形成不足などにより、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。

4. いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめを未然に防ぐために

本校では、次のような視点を大切にし、未然防止に力点を置きたいじめの起こりにくい学校づくりを進める。

- ① 生徒に「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子は一人もいない」ことや命の尊さについて理解を促す。
- ② 生徒が充実感や自己有用感を感じられる教育活動を展開し、集団の一員としての自覚や自信を育み、自己肯定感を高め、ストレス等に対処できる力を育成する。
- ③ 生徒が安心して毎日を過ごせるよう、規律ある環境づくりや開かれた集団づくりを行う。
- ④ 生徒間のささいなトラブル（日常的衝突）は人間関係づくりをする機会であり、社会化のプロセスとして大切であるが、いじめにつながる可能性を排除せず、生徒が自他を理解し、相手との関係を築く力を育めるよう指導する。

(2) いじめを早期に発見するために

学校、家庭、地域の大人が連携して生徒を見守り、いじめを見逃さないようにする。次のような点を大切にして、いじめにいち早く気づき、迅速な対応をする。

- ① 「いじめは見えにくい」ということを認識し、生徒のささいな変化や兆候であっても見逃さず、いじめを積極的に認知する。
- ② 定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、相談窓口の周知、「SOS の出し方に関する教育」の推進等により、生徒や保護者等がいじめを訴えやすいようにする。
- ③ 教職員と生徒・保護者等との信頼関係を築くなど、普段から相談しやすい環境を整備し、生徒が相談することのよさを感じられるようにする。
- ④ 地域に開かれた学校づくりを進める。また、地域では、学校と家庭、地域が連携していじめの早期発見ができるような体制を整える。

(3) いじめに適切に対応するために

- ① いじめが確認された場合は、教職員が一人で抱え込まず、速やかに組織的対応をする。
- ② 「基本方針」の充実を図り、関係する生徒への指導・支援のあり方や保護者等との連携

について全職員が共通理解をしておく。

- ③ 取組の充実を図り、指導の効果を十分にあげるためには、保護者等に理解を求め協力を
する。
- ④ 事案によっては、心理や福祉の専門家の助言や、警察、児童相談所、医療機関、地方法
務局等関係機関との適切な連携する。

5. 本校の取組

(1) 基本方針

本校は、いじめ防止等の取組に対する基本的な考え方、いじめ防止等の取組の具体的な内容、
いじめ防止等の取組の年間計画等を「いじめ防止のための基本方針」として定める。

「基本方針」は、全職員がその内容について共通理解するとともに、学校のホームページで
公開し、家庭や地域の理解を得ながら、いじめ防止等の取組を進める。また、本校の実情に
応じて適時見直しをする。

なお、「基本方針」の主管は生徒指導係とし、年度末に見直しを行う。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

本校は、校長・教頭と生徒指導係、養護教諭、必要に応じて、心理、福祉に関する専門的な
知識を有する者や、その他の関係者により構成する「いじめ対応チーム」を中核に下記のよ
うないじめの防止等の取組を実効的に行う。

- ① 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成。
- ② 基本方針の PDCA サイクルでの検証、必要に応じた見直し。
- ③ 生徒、教職員、保護者等のいじめの相談・通報の窓口。
- ④ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、職員の情報
共有。
- ⑤ いじめの疑いに係る情報があった時の組織的対応の中核
- ⑥ 必要に応じて、ホームルーム担任（学年主任を含む）・班活動顧問等の参加や、外部専門
家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）の助言

(3) 未然防止の取組

本校では、すべての生徒を対象に、生徒が本来もっているよさや可能性を引き出すなどの予
防的・開発的な生徒指導を推進し、健全な社会性を育むとともに豊かな情操を培い、相手の
気持ちや立場を慮り、自分も相手も大切にする態度を養う。また、生徒が過度なストレスを
ため込まないようにするとともに、ストレスを感じた場合でも適切に対処できる力を育む。

① いじめの起きにくい学校、ホームルームづくり

ア 日々の授業の充実

- (ア) 「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善と学習内容の確実な定着
を図る。
- (イ) 「授業の約束」等授業中のルールを明確にした規律のある学習環境づくりを行う。
- (ウ) 思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項
目を扱う場面で、生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられる道徳教育の充実を

図る。

イ 生徒が主体的に取り組む活動の位置づけ

(ア) 相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるコミュニケーション活動の設定を図る。

(イ) 生徒が自分の役割を自覚し、仲間と気持ちを一つにして取り組むことによって協力の大切さに気づき、達成感を味わえる活動の設定を図る。

ウ 体験活動の充実

(ア) 生徒が挑戦することで、達成感、感動、人間関係の深まりが感じられ、自己有用感が高められる活動の工夫を行う。

(イ) 多様な価値観を認め合ったり、自分に自信をもったり、生き方にあこがれをもったりできるような異学年交流や学校種間交流、地域の方と連携した行事の工夫を行う。

エ 職員の研修

(ア) 教師自身が人権感覚を大切にした教育活動を展開する。なお、教師の不適切な認識や行動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。特に、以下に挙げる生徒については、日常的に、当該生徒の特性や環境を踏まえた適切な支援ができるよう、スクールカウンセラー等、専門家の助言を得ながら、状況に応じた研修を実施する。

A 発達障がいを含む障がいのある生徒

B 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒

C 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒

D 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒

E その他、学校として特に配慮が必要な生徒

② 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知

ア 「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子は一人もいない」という学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考え、取組等の保護者等や地域への発信を行う。

イ 人権教育強調月間、定期的な教育相談、アンケートなどの年間計画への位置づけを行う。

ウ 保護者等や地域とともにいじめ防止等の取組を考え合う機会の設定をする。

③ 生徒のいじめ防止等のための主体的活動の支援

ア 生徒による、自他の人権を守り、大切にしようとする活動や、自尊感情を高め、コミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動、情報機器の使用に関する申し合わせづくりなどの活動への支援を行う。

(4) 早期発見の取組

① 日常活動を通した早期発見

ア 生徒の表情を観察したり、声がけをしたりする、共に過ごす時間の確保を図る。

イ ホームルーム活動や懇談会での対話による生徒の気持ちの変化の把握を行う。

ウ 学年会や教科会、職員会での情報共有を行う。

エ 生徒が日頃の悩みや相談したいことを直接伝えられる工夫を行う。

② 相談体制の充実

ア 生徒や保護者等、地域の方が安心して相談できるように、相談者の意向を尊重した対応を提示するなど、相談窓口の工夫、「子ども支援センター」、「学校生活相談センター」、「チャイルドライン」、「SNS を活用した相談」等校外相談窓口の周知を行う。

イ 相談室への職員の常駐、保健室での相談などいつでもだれにでも相談できる工夫を行う。

ウ スクールカウンセラーとの積極的な連携を図る。

エ 教育相談日や相談の時間の設定等による、すべての生徒との計画的な相談実施を行う。

③ アンケートやチェックリストの活用

ア アンケートと個別面接を組み合わせた取組の実施を行う。

(ア) 生徒一人一人の学校生活満足度や意欲、社会性についての現状把握を行う。

(イ) チェックリストを用いた担任自らのホームルーム経営の点検を行う。

(ウ) 保護者向けアンケート・チェックリストを活用した家庭での早期発見の協力依頼を図る。

④ 「SOS の出し方に関する教育」の推進

(5) いじめへの対応

いじめを受けた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を確保したうえで、教職員は一人で抱え込むことなく、速やかに生徒指導係に、当該いじめに係る情報を報告する。全教職員が組織的対応の仕方を以下のポイントをもとに共通理解しておく。

① 見通しをもった支援・指導ができるように、対応の手順を明確にする。

② 支援・指導方針や、具体的な対応の仕方、役割分担を決定する。

③ 全体像の把握（事実確認）…いじめの訴えの傾聴、事実と気持ちの聴き取り、事実関係の整理（いじめの構造）、保護者等との連携等のポイントの共通理解を図る。

④ いじめられた生徒、保護者等への支援…必ず守り通す姿勢、心のケアや様々な弾力的な措置（別室での学習等）、保護者等への迅速な連絡と対応の情報共有、生徒に寄り添い支える体制づくり等を行う。

⑤ いじめた生徒への指導と保護者等への助言…事実と気持ちの聴き取り、いじめをやめさせる、疎外感や孤立感を与えないような配慮の下に指導を継続（いじめてしまった背景に十分留意した適切な指導）、保護者等への迅速な連絡と継続した助言、よさを伸ばしていけるようなかかわりの継続等により、自己肯定感・自己有用感を高め、再びいじめに向かうことのないよう再発防止に努める

⑥ いじめが起きた集団への指導のポイントの共通理解を図る。

⑦ 長野県教育委員会への報告を行う。保護者等への連絡と連携した支援・指導を行う。

⑧ 必要に応じて、関係機関（警察、児童相談所等）との連携体制を構築する。

また、いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは以下の2つの要件が満たされている必要がある。

- ⑨ いじめに係る行為が少なくとも３ヶ月を目安として止んでいること
- ⑩ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- (6) ネットいじめへの対応について

生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生リスクが高まっていることを認識し、職員研修や職員自らの自己研鑽を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努める。また、ネット上のいじめに対応するマニュアルを整備する。

- ① 未然防止の観点から生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者等に対する啓発を行い、協力を得る。
- ② インターネットの適正利用について、生徒が自ら考え、自ら行動するための取組を推進する。
- ③ 生徒間の情報に注意するなど、インターネット上のいじめの早期発見に努める。
- ④ 不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために、関係機関に相談するとともに、下記の手順を参考に削除依頼の措置を講ずるなど適切に対処する。

ア 証拠の保全・記録

- (ア) 発見日時、発見の経緯
- (イ) ウェブページアドレス（URL）の記録
- (ウ) ウェブページの印刷とファイル保存
- (エ) 印刷が困難な場合は、「画面メモ」機能やデジタルカメラ等で記録

イ 削除依頼

- (ア) 加害生徒が特定できている場合は、当該生徒に削除させる。
- (イ) 加害生徒が特定できない場合
 - A 削除依頼を迅速に行うことが適当な場合と、様子を見ることが適当な場合、または削除依頼をせずに「無視する」場合がある。
 - B 被害生徒の心情や状況に応じて、削除依頼のタイミングを判断する。
 - C 削除依頼は、被害生徒本人が行うのが原則である。状況に応じて、学校や教育委員会から依頼をすることもできる。
 - D 削除依頼は、個人の情報通信端末から行わず、できるだけ、学校などが公的に所有しているパソコンの代表アドレスから行う。
- (ウ) 削除依頼の手順
 - A 掲示板の管理者、または、当該ページの作成者に依頼する。
 - B 削除されない場合、サイト管理者、サービス提供者に依頼する。
 - C 削除されない場合、プロバイダに依頼する。
 - D 削除されない場合、専用の相談窓口相談する。
 - E 緊急案件の場合は、すぐに県警サイバー犯罪対策室及び心の支援課に相談する。

(エ) 削除依頼メールの文例

【削除依頼】誹謗中傷の書き込み

あなたが管理する特定電気通信設備に掲載されている下記の情報の流通により私

(生徒)の権利が侵害されたので、あなたに対し当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

URL : <http://～> スレッド : <http://～> 書き込みNo :

掲載情報：私(生徒)の実名、電話番号及びメールアドレスを掲載の上で、「私(その生徒)と○○しませんか」という、嫌がらせの書き込みがされた。

侵害された権利：プライバシーの侵害、名誉棄損

侵害されたとする理由：私(生徒)の意に反して公表され、嫌がらせ、からかいの迷惑電話及びメールを数多く受け、精神的苦痛を被っている。貴サービスの利用規約等に基づき、当該書き込みの削除を行うようお願いいたします。

※詳細については、各ウェブページの利用規約等にある削除依頼方法を確認する。

⑤ 相談窓口

ア 長野県警生活安全部生活環境課サイバー犯罪対策室 026-233-0110

イ 違法・有害情報相談センター (<http://www.ihaho.jp/>)

ウ 地方法務局「子どもの人権 110 番」 0120-007-110

エ 心の支援課 生徒指導係 026-235-7436

(7) その他

① 教員が生徒と向き合う時間の確保

本校では、教職員が生徒と向き合い、共に過ごす時間を確保するため、教員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えたり、仕事の内容を整理したりするなどして、校務の効率化に努める。

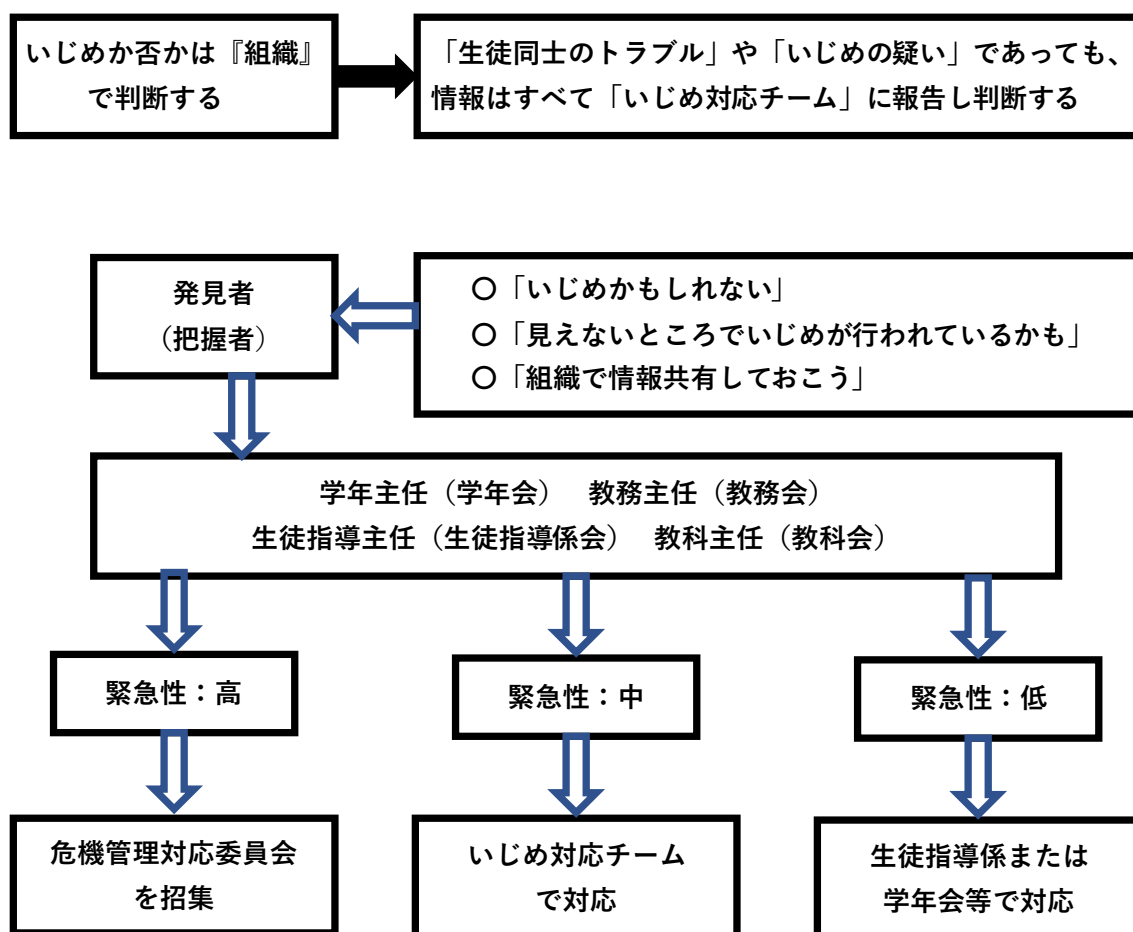
② 学校評価や教員評価の取扱い

ア いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。評価結果を踏まえ、PDCA サイクルで取組の改善を図る。

イ 教員評価で、いじめの問題を取り扱うに当たっては、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応など組織的な取組等が評価されるよう留意する。

ウ 学校評価および教員評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の取組等を評価するよう留意する。

(8) いじめ対応フローチャート



事実確認にあたっては、確認する内容や方法等について職員で共有し、聞き取りの結果の突き合わせを行い、正確な記録を残す

<聞き取りについて>

教師の基本的な姿勢：起きてしまったいじめ（疑いも含む）の解消に向けて、出来事を思い出して整理することを目的に行う。困っていることがあると聞いた、困っている人がいるようだ、教えてほしいという姿勢を伝えて聞き取りに入る。

1 事実のみを聞き取ることに注力する。

☞ 教師の仮説に適合するような質問を行わない。

例：「あなたが悪口を言ったんだよね」「そうではないよね」

2 聞き取る側のスタンスを公平なものにする。

☞ より正確に事実を把握するためには、加害者とされている子どもの状況や思いを聞くことが重要（暴力が伴わないいじめは特に）

(9) 重大事態発生時の対応

① 指揮職員順位

校長 ⇒ 教頭 ⇒ 生徒指導主事 ⇒ 教育相談係主任・教務主任・学年主任

② 校長対応

長野県教育委員会（県庁代表 TEL 026-232-0111）

高校教育課 管理係 TEL 026-235-7430

心の支援課 生徒指導係 TEL 026-235-7436

③ 緊急時連絡及び対応体制

危機管理マニュアルに基づいて対応する

(10) いじめ防止のための主な年間計画 （実施時期が変わる場合があります）

月	主な計画	備考
4	初職員会	基本方針の確認
4	入学式・保護者説明会	基本方針の説明
4	新入生オリエンテーション 学年集会	基本方針の説明
5	アセス実施	生徒理解・状況把握
5	芸術鑑賞	思いやり、感動
6	合唱コンクール	自己肯定感、達成感、感動 人間関係
6	職員生徒相談研修	生徒理解・相談力向上
7	梶の葉祭	自己肯定感、達成感、感動、 人間関係
7	学校生活アンケート	面談に合わせて全学年実施
7	平和人権学習（生徒）	命の大切さ
9	アセス実施	生徒理解・状況把握
9	体育祭	自己肯定感、達成感、人間関係
9	修学旅行（2年）	平和・人権・命の尊厳
10	薬物・性教育学習	生命の尊重、命の尊厳
11	学校生活アンケート	面談にあわせて1・2年で実施
2	学校自己評価	

* 休校措置等で実施しない場合もある。